

8 遺された人への支援を充実する

遺された人へのケアを行うとともに、遺族のための集いや自助グループ支援等を民間団体と連携して行います。遺族の集い等は、居住地では参加しづらい方もいることから、参加しやすい環境に配慮して、包括的広域的に支援を進めていきます。

中柱	小柱・施策	ページ
(1) 遺族のための集いの機会の提供及び自助グループへの支援	① 遺族のための集いの開催や自助グループへの支援	174
	◇ 自死遺族の集いの開催	174
	② 遺族が相談しやすい相談支援体制の充実	175
	◇ 自死遺族相談	175
(2) 学校、職場での事後対応の促進	① 学校、職場での自殺の発生直後の周囲に対する心理的ケアの提供	176
	◇ コンサルテーション事業【再掲】	176
	◇ 精神保健福祉普及相談事業【再掲】	176
	◇ 公立学校への緊急支援チームの派遣【再掲】	176
(3) 遺族への関連情報の提供の推進	① 遺族のための相談窓口一覧や民間団体の相談先を掲載したリーフレットの配布、周知	177
	◇ リーフレット等を活用した県民への周知【再掲】	177
	◇ かながわ自殺対策会議ポータルサイト【再掲】	178
(4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上	① 警察官、消防職員等を対象とした遺族への対応等に関する適切な知識、理解の普及啓発	179
	◇ 自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修【再掲】	179

(1) 遺族のための集いの機会の提供及び自助グループへの支援

① 遺族のための集いの開催や自助グループへの支援

【現状】

- ・ 家族、友人、職場の同僚等の大切な方を自死で亡くされた方は、様々な感情の変化が起こり、こころや体の不調をきたすことがあります。
- ・ 大切な方を自死で亡くされた方は、こころの不調が長期にわたり継続することもあり、孤立しがちなため、自死遺族の心理的な苦痛が少しでも和らぐよう、同じ体験をした方同士が、安心して自身の思いを語る場が必要ですが、その場の数は十分とは言えません。
- ・ 県では、家族等の大切な方を自死で亡くされた共通の経験を持つ遺族が気持ちを語り合い、生活に必要な情報を提供する場として、「自死遺族の集い」を市町村や民間団体と協働し、隔月で開催しています。

【課題】

- ・ 同じ体験をした方同士が、相互に安心して体験を語れる場の提供を安定的に、継続して行うことが必要です。
- ・ 遺族の集い等は、居住地では参加しづらい方もいることから、参加しやすい場の提供に配慮する必要があります。

【施策】

◇ 自死遺族の集いの開催

県内で自死遺族の集いを開催している市町村や、全国自死遺族総合支援センター等の民間団体との情報共有、連携を強化します。

大切な方を自死で亡くされた方が集いに参加できる機会を提供し、より安定的、継続的な運営に向けて取組みを進めます。

② 遺族が相談しやすい相談支援体制の充実

【現状】

- ・ 県精神保健福祉センターでは、「自死遺族電話相談」を週2回、専用回線で実施し、自死遺族が心理的に孤立しないように話を傾聴し、支援しています。
- ・ 自死遺族は複雑な思いを周囲の人に話す事が難しい事も多いため、必要な方には「自死遺族面接相談」を実施しています。
- ・ 電話相談は、匿名性が保たれており、相談者の話しやすい環境からつながるため、安心して思いを語れるという特性があります。こうしたことから、継続的に利用されている方もいます。
- ・ 令和3年度の「自死遺族電話相談」は198件、「自死遺族面接相談」は4件でした。

【課題】

- ・ 自死遺族は、複雑な思いを周囲に話すことが難しい事も多いため、自死遺族が心理的に孤立しないように、自死遺族の思いを受け止める電話相談を継続して実施し、必要に応じて自死遺族への相談機関等の情報提供が必要です。

【施策】

◇ 自死遺族相談

「自死遺族電話相談」（毎週水曜日・木曜日 13時30分～16時30分）を専用回線で実施します。また、必要な方には、「自死遺族面接相談」（月曜日～金曜日 9時～17時※祝日を除く）を実施し、より質の高い相談支援が提供できるよう取り組みます。

(2) 学校、職場での事後対応の促進

① 学校、職場での自殺の発生直後の周囲に対する心理的ケアの提供

【現状】

- ・ 学校、職場等で自殺があった場合、友人や教職員、職場の上司や同僚等、その周囲の人々に対するこころのケアが必要となります。
- ・ 学校や職場からの相談があった場合に、地域の精神保健福祉相談の一環として、必要な相談支援を実施していますが、支援体制は十分とは言えない状況です。

【課題】

- ・ 学校、職場等で自殺があった場合、友人や教職員、職場の上司や同僚等の周囲の人々に対するこころのケアについて、必要な情報の提供や相談支援を実施していく必要があります。

【施策】

◇ コンサルテーション事業【再掲】

県精神保健福祉センターにおいて、保健福祉事務所等関係機関における複雑困難な事例の対応について、医師、福祉職、保健師を関係機関等に派遣して必要な助言を行います。

◇ 精神保健福祉普及相談事業【再掲】

保健福祉事務所・センター、保健所や精神保健福祉センターにおいて、こころの健康について悩みがある方の電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。

◇ 公立学校への緊急支援チームの派遣【再掲】

県立学校及び県内市町村立学校（政令指定都市を除く）からの要請に応じて、スクールカウンセラースーパーバイザーや県教育委員会指導主事等から構成される緊急支援チームを派遣し、事案の収束に向けての各学校における組織的な対応の道筋を示し、児童・生徒のこころのケアを行います。

(3) 遺族への関連情報の提供の推進

① 遺族のための相談窓口一覧や民間団体の相談先を掲載したリーフレットの配布、周知

【現状】

- ・ 自死遺族は、自身の気持ちを整理する時間がないまま、公的機関や銀行等の手続きが必要となることがあります。また、相続や労災等の法律的な問題が生じることもあります。こうしたことから時間の経過とともに現れるこころの変化に対して、支援を必要とする方がいます。
- ・ 通常の自殺予防のためのリーフレットのほか、自死遺族を対象に相談先を記載したリーフレットを、自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）に、各地域で行われる自殺対策街頭キャンペーン等の普及啓発活動において配布し、自死遺族に必要な情報が伝わるように取り組んでいます。
- ・ また、相談先のほか、必要とされる手続きを記載したリーフレットも作成し、公的機関の窓口で配架して、自死遺族に必要な情報が伝わるよう取り組んでいます。
- ・ はじめに遺族に関わる消防職員等を対象とした自死遺族に関わる支援機関の研修等で、電話相談等の相談先を記載したリーフレットを配布し、自死遺族に必要な情報が伝わるように周知しています。
- ・ 県精神保健福祉センターのホームページにおいてリーフレットを公開し、県民への周知を行っています。

【課題】

- ・ 自死遺族が手続きや相談先等の必要な情報を得ることが必要です。
- ・ 必要な情報を記載したリーフレットを広く周知し、自死遺族のもとに届ける必要があります。

【施策】

◇ リーフレット等を活用した県民への周知【再掲】

自死遺族支援の情報提供に関するリーフレット及びチラシを作成するとともに、周知先や周知方法等の工夫を図り、一人でも多くの自死遺族に必要な情報が伝わるよう取り組みます。

- 8 遺された人への支援を充実する
- (3) 遺族への関連情報の提供の推進

◇ **かながわ自殺対策会議ポータルサイト【再掲】**

「かながわ自殺対策会議」の構成団体が実施する普及啓発、相談事業等についてとりまとめ、一元的に情報発信するポータルサイトの作成について検討を進めます。

(4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

① 警察官、消防職員等を対象とした遺族への対応等に関する適切な知識、理解の普及啓発

【現状】

- ・ 警察官や消防職員は、自殺により遺された遺族に、大切な人を亡くした直後に接することが多くあります。
- ・ 自殺により遺された人は、複雑な感情を誰にも話せずに、一人で抱え込んでしまうことがあるため、迅速に適切な支援を行うことや関連する支援情報等を提供することが必要です。
- ・ 県では、警察官や消防職員も含めた行政機関や関係機関の職員を対象に、自殺の現状や対策、自死遺族や自殺未遂者の支援等について、適切な知識、理解を進めるため、自殺対策基礎研修や地域自殺対策担当者研修を開催しています。

【課題】

- ・ 大切な人を亡くした直後に自死遺族と接することが多い警察官や消防職員に対して、研修等を実施し、遺族への理解を深め、支援情報等について情報を提供する必要があります。
- ・ また、警察官や消防職員は支援者として、自身のストレス対処法についても理解しておく必要があります。

【施策】

◇ 自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修【再掲】

警察官や消防職員も含めた行政職員を対象に、自殺の現状や自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施します。